

尼崎市防災リーダー育成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」及び「地域版ひょうご防災リーダー講座」の受講に係る経費の一部を補助することにより、地域防災の担い手の育成を促進し、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする。

(補助金の補助対象)

第2条 この要綱による補助金は、本市に在住か在勤・在学の者で、兵庫県が行う「ひょうご防災リーダー講座」及び「地域版ひょうご防災リーダー講座」を受講する者に対し、必要な経費の一部を予算の範囲において補助するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助する経費は、前条の講座の受講に要する費用として次に掲げるものとする。

- (1) 講座内において指定される教科書代
- (2) 講座内において実施される日本防災士機構が認定する防災士の資格取得試験を受験した場合の受験料
- (3) 前号の資格取得試験に合格した場合の日本防災士機構への登録料

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する経費の合計額とする。ただし、補助対象者に対して交付する補助金の額は、当該年度の予算の範囲内において市長が決定する。

(補助の条件)

第5条 市長は、補助を行うときは、次の条件を付するものとする。

- (1) 補助を受けた者は、市内で行われる防災訓練に積極的に参加するものとする。
- (2) 補助を受けた者は、地域の防災活動及び啓発に努めるものとする。
- (3) 補助を受ける者は、日本防災士機構が実施する防災士資格取得試験を受講するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、講座開始月末日までに補助金交付申請書により、市長に申請するものとする。

(補助金の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、適当と認めないときは、補助金不交付決定通知書により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、講座の受講修了後2週間以内に、実績報告書を市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認めたときは、この限りでない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告書を受けたときは、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付を受けようとする者に補助金額の確定通知書により通知する。

(補助金の交付請求等)

第10条 補助金の交付請求は、補助金交付請求書により行うものとする。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月27日から施行する。

この要綱は、令和3年6月21日から施行する。

この要綱は、令和4年8月8日から施行する。

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。